

議案第18号

天理市職員定数条例等の一部改正について

天理市職員定数条例等の一部を次のように改正しようとする。

平成26年3月4日提出

天理市長 並 河 健

天理市職員定数条例等の一部を改正する条例

(天理市職員定数条例の一部改正)

第1条 天理市職員定数条例(昭和31年4月天理市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

(1) 市長の事務部局の職員 445人

第2条第9号中「798人」を「680人」に改める。

(天理市の職員の定年等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市の職員の定年等に関する条例(昭和58年12月天理市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条ただし書を次のように改め、同条第1号及び第2号を削る。

ただし、技能員の定年は、年齢63年とする。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号を削る。

第19条第1項ただし書を削る。

別表第3を削る。

(天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第4条 天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(平成元年3月天理市条例第11号)の一部を次のように改正する。

別表医師手当の項から夜間看護手当の項までを削り、同表年末・年始勤務手当の項中「又は天理市立病院」及び「(常直職員を除く。)」を削る。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。